

令和3年10月1日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。

つきましては、下記のとおり JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認くださいませよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

【改定後規約 公開先 URL】

<http://www.ju-toyama.com/aa-kiyaku0310.pdf>

※ URL 中の「-」は全てハイフン（半角）です

令和3年10月1日改定（令和3年10月14日開催 第1590回AAより適用）

【新旧対照表】

| No. | 箇所 | 改定前(～R3.10.7AA) | 改定後(R3.10.14AA～) |
|-----|----------------------------|---------------------------------|---|
| | | 条文 | 条文 |
| 1 | P2-1 第2章 第17条 第2項 | <p>(会員資格)</p> <p><新設></p> | <p><u>(会員資格)</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、JUオークションに参加することができない。</u></p> <p><u>①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下、暴力団という)、暴力団の構成員(以下、暴力団員という)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、暴力団員等という)。</u></p> <p><u>②暴力団員等が自ら役員等(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与する者)になるなど、暴力団員等が実質的に運営を支配または運営に関与していると認められる者。</u></p> <p><u>③暴力団員等を不当に利用していると認められる者。</u></p> <p><u>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者。</u></p> <p><u>⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。</u></p> <p><u>⑥暴力団員等に自己の名義を使用・利用させ、JUオークションに参加する者。</u></p> <p><u>⑦自己または第三者を利用して、JUオークションに係る取引に関し、次の行為を行う者。</u></p> <p><u>a. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>b. 法的な責任を超えた不当要求行為</u></p> <p><u>c. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>d. 風説を流布し、偽計または威力を用いて取引の相手方または商組の業務を妨害し、または信用を棄損する行為</u></p> <p><u>e. その他前各号に準ずる行為</u></p> |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 2 | P2-3 第2章 第24条 | (契約解除) <新設> | (契約解除) <u>⑨第17条第2項各号のいずれかに該当する者</u> |
| 3 | P4-1 第4章 第33条 | (出品車輛条件) <新設> | (出品車輛条件) 4. <u>マフラーは触媒を有していること。</u> (以降、項目番号を繰り上げ) |
| 4 | (旧) P7-1 (新) P7-2 第7章 第62条 | (福祉車輛の消費税) 福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJU 富山では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上する。但し、落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとする。 課税車両および非課税車両の判断については、JU 富山において各メーカーのお客様相談室等に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断する。 なお、申立期間は書類発送日を含む7日とする。 | (福祉車輛の消費税) 福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJU 富山では判断できないため、出品店による非課税申告がない限り消費税は計上する。但し、落札店により非課税対象車であることが確認された場合は、出品店の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとする。 課税車両および非課税車両の判断については、JU 富山において各メーカーのお客様相談室等に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合や、 <u>税務署等に確認し非課税対象車であることが確認できた場合などに非課税車として扱う。</u> なお、申立期間は書類発送日を含む7日とする |
| 5 | P10-1 第10章 第86条 | (クレーム裁定) 4. 落札店がクレーム申立をする場合、必ずJU 富山を通して申立をすることとする。 理由の如何を問わず、 JU 富山の許可なく出品店もしくは前名義人に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課すこととする。 | (クレーム裁定) 4. 落札店がクレーム申立をする場合、必ずJU 富山を通して申立をすることとする。JU 富山の許可なく出品店もしくは前名義人に直接連絡したことが判明した場合はペナルティ3万円を課すこととする。 <u>クレーム申立以外の理由で直接連絡が入った場合はこの限りではない。</u> |
| 6 | 別表I 第21項 | (装備品欄の有無) 装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。 人王合皮・ハーフレザーは本革扱いしない。 | (装備品欄の有無) 装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。 <u>・「カワ」欄については、本革に加え、表皮にツヤのある合成皮革シート、又は新車カタログやホームページ上に「レザー」と表示があるものも「カワ」として扱う。</u> <u>・ハーフレザーシート・コンビレザーシートも「カワ」として扱う。この場合、注意事項申告欄やセールスポイント記入欄にその記載</u> |

| | | | |
|---|---------------|--|--|
| | | | <p><u>が必要。記載がない場合は記載ミスとしてクレーム対象とする。</u></p> <p><u>・起毛タイプのシート、防水・撥水シート、ビニール製シートは「カワ」と認めない。</u></p> <p><u>・「本革」と上記で定義する「カワ」は区別して扱い、合成皮革シートやハーフレザーシート等を「本革」と記入することはできない。</u></p> |
| 7 | 別表Ⅲ 第 60 項 | <p>(触媒の欠品・加工・規格外付替え)</p> <p><新設></p> | <p>(触媒の欠品・加工・規格外付替え)</p> <p><u>評価点付……………当日含む 5 日</u></p> <p><u>R点……………当日含む 5 日</u></p> <p><u>低価格車……………当日含む 5 日</u></p> <p><u>商談……………当日含む 5 日</u></p> <p><u>10年・10万km超……当日含む 5 日</u></p> <p><u>(クレーム裁定欄)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>触媒欠品・加工・規格外付替え車両の出品は、出品票の注意事項欄へそれらの状態を申告(記載)する必要がある。</u> ・ <u>社外マフラー装着の申告のみでは触媒欠品とみなさない。</u> ・ <u>クレーム裁定は原則キャンセルとする。</u> ・ <u>触媒内部の抜き取り、隠蔽目的のパイプ加工等、故意に事実を隠蔽していると主催商組が判断した場合、規定のクレーム受付期間以降でもクレーム申立を認めるものとし、クレーム裁定とは別に参加停止等の制裁を課すことがある。</u> <p>(以降、項目番号を繰り上げ)</p> |
| 8 | 別表Ⅳ 第 19 項 | <新設> | <p>(ペナルティー発生事由)</p> <p><u>本規約に定めのない出品店側から落札店側への迷惑行為。並びに落札店側から出品店側への迷惑行為。</u></p> <p>(ペナルティー裁定)</p> <p><u>・適宜JU富山が裁定を行う。</u></p> |